

大阪市都島区と株式会社あさひとの
安全・安心なまちづくりに関する包括連携協定書

大阪市都島区（以下「甲」という）と株式会社あさひ（以下「乙」という）は、安全・安心なまちづくり実現及び市民サービスの向上のため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、安全・安心のまちづくりと一層の市民サービスの向上を実現することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）防災・減災対策、防犯等地域の安全・安心に関すること
- （2）交通安全に関すること
- （3）自転車の適正利用に関すること
- （4）こどもの健全育成に関すること
- （5）福祉に関すること
- （6）地域の活性化に関すること
- （7）SDGs のとりくみに関すること
- （8）その他、両者が協議し、必要と認めること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検証及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ず第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何に問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和3年11月2日

甲 大阪市都島区中野町2丁目16番20号

大阪市都島区長 大畑 和彦

乙 大阪市都島区高倉町3丁目11番4号

株式会社 あさひ
代表取締役社長 下田 佳史